

# 国家公務員・地方公務員の 旧姓使用の状況について

平成 29 年 5 月  
内閣府男女共同参画局

- 「女性活躍加速のための重点方針 2016」（平成 28 年 5 月 20 日すべての女性が輝く社会づくり本部）において、「女性の活躍の視点に立った制度等の整備」の一環として、「国家公務員の旧姓使用が可能となる範囲の拡大を検討するとともに、地方公務員が旧姓使用しやすくなるよう地方公共団体に働きかける」とこととされた。
- 国の行政機関での職員の旧姓使用については、平成 13 年 7 月 11 日の各省庁人事担当課長会議申合せ（別紙 1）において、①職場での呼称、②座席表、③職員録、④電話番号表、⑤原稿執筆、⑥人事異動通知書、⑦出勤簿、⑧休暇簿の 8 項目について、職員から旧姓使用の申出があった場合、旧姓の記載を行うこととするほか、当該 8 項目以外の事項についても、職員から旧姓使用の申出があった場合に、各府省が旧姓使用の可否を個別に判断し、旧姓使用の範囲を拡大することを妨げないこととされた。本申合せについては、総務省から各地方公共団体に対し、周知がなされている。
- 「女性活躍加速のための重点方針 2016」を踏まえ、男女共同参画局において、各府省が上記各省庁人事担当課長会議申合せを踏まえて作成した職員の旧姓使用に関する要綱及びその運用状況を調査したところ、いずれの府省でも、共済に関わる部分等を除き、通常の職務を行う上で、ほぼ全ての局面で旧姓の使用が可能となっていることが分かった。
- 地方公務員については、昨年 8 月及び本年 1 月、全国の地方公共団体の人事担当課長等が参加する会議の場において、総務省から職員が旧姓を使用しやすい職場環境づくりの推進を要請したほか、本年 3 月 30 日には総務省から各地方公共団体あてに通知を発出し、旧姓使用に係る規定の明文化や職員への周知の充実など、より一層の積極的な取組を要請した（別紙 2）。

（備考）

各府省の要綱を比較すると、任命権者等が認める範囲で旧姓の使用を可能と定め、運用上、法令等に抵触しない範囲等で広く旧姓使用を認める省庁が大半であるが、他方、任命権者等が認める範囲で旧姓の使用を可能とするとともに、平成 13 年 7 月 11 日の各省庁人事担当課長会議申合せに定められた 8 項目のほか、旧姓が使える範囲を詳細に規定している府省もあった。後者の府省において、具体的に定められている項目として、例えば、名刺、メールアドレス、人事異動に関する氏名の官報掲載、決裁の署名・押印、研究成果の発表、公用旅券（旧姓併記）等があった。

## 国の行政機関での職員の旧姓使用について

平成 13 年 7 月 11 日  
各省庁人事担当課長会議申合せ

職員が婚姻等により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏（以下「旧姓」という。）を文書等に使用することについて下記のとおり取り扱うこととする。

### 記

- 1 各府省は、2 に定める文書等に記載された職員の氏名について、当該職員から旧姓使用の申出があった場合、旧姓の記載を行うこととする。
- 2 本申合せに言う「文書等」とは以下に掲げるものをさす。
  - (1) 職場での呼称
  - (2) 座席表
  - (3) 職員録
  - (4) 電話番号表
  - (5) 原稿執筆
  - (6) 人事異動通知書
  - (7) 出勤簿
  - (8) 休暇簿
- 3 上記 1 及び 2 は、上記 2 に定める文書等以外のものについて、職員から旧姓使用の申出があった場合に、各府省が旧姓使用の可否を個別に判断し、旧姓使用の範囲を拡大することを妨げない。
- 4 各府省は、人事担当課等の職員を「旧姓使用担当相談官」（仮称）として任命し、各府省内における上記の方針の周知徹底及び職員からの相談等の業務を行わせしめることとする。
- 5 上記の内容は、平成 13 年 10 月 1 日より実施する。

事務連絡

平成29年3月30日

各都道府県総務部  
(人事担当課、市町村担当課、区政課扱い)各指定都市総務局  
(人事担当課扱い)

御中

総務省自治行政局公務員部公務員課  
女性活躍・人材活用推進室

## 職員が旧姓を使用しやすい職場環境づくりの推進について

「女性活躍加速のための重点方針2016」（平成28年5月20日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）においては、「女性活躍の視点に立った制度等の整備」の一環として、「旧姓の通称としての使用の拡大」が掲げられています。

地方公務員については、別添1のとおり、職員が「旧姓を使用しやすくなるよう地方公共団体に働きかける」旨が明記されているところであり、当省からは、平成28年8月及び同29年1月にご参集いただいた会議の場において、職員が旧姓を使用しやすい職場環境づくりを進めていただくようお願いしたところです。

地方公共団体の職員の旧姓使用の状況については、別添2のとおり、都道府県及び政令指定都市では全団体で旧姓使用が可能となっている一方で、市区町村においては、職員から旧姓使用の相談を受けたことがないため旧姓使用を検討していなかった団体や、職員の旧姓使用を可能とする明文の規定は設けていないが、職員から個別の要望があれば旧姓使用を認める方針でいる団体などがあると承知しています。

各地方公共団体におかれては、女性職員の活躍を推進する観点からも、旧姓使用を認めていない団体にあってはこれを認めるようご検討いただくほか、旧姓使用に関する規定等を定めていない団体にあってはこれを定めていただき、また、その他の団体も含めて、旧姓使用が可能である旨の職員への周知を充実させるなど、職員が旧姓を使用しやすい職場環境づくりに向けて、一層積極的に取り組んでいただくをお願いします。

各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村等に対してもこの旨周知いただくをお願いします。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対して、本通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

## 連絡先

女性活躍・人材活用推進室企画係 小川・小平  
電話 03-5253-5546 (直通)

## 女性活躍加速のための重点方針 2016（抄）

平成28年5月20日  
すべての女性が輝く社会づくり本部

### Ⅲ 女性活躍のための基盤整備

#### 2. 女性活躍の視点に立った制度等の整備

社会における活動や個人の生き方が多様化する中で、働きたい女性が不便さを感じ、働く意欲が阻害されることのないよう、女性活躍の視点に立った制度等を整備していくことが重要である。

##### (1) 税制・社会保障制度等の見直し

(略)

##### (2) 旧姓の通称としての使用の拡大

- ① 住民基本台帳法施行令等を改正し、住民基本台帳及びそれに連動するマイナンバーカードに本人からの届出により旧姓を併記することが可能となるよう、速やかに必要な準備を進める。

また、国家公務員の旧姓使用が可能となる範囲の拡大を検討するとともに、地方公務員が旧姓使用しやすくなるよう地方公共団体に働きかける。

さらに、通称使用の実態、公的証明書や各種国家資格制度における現状と課題について調査検討を行い、その結果を踏まえ、企業や団体等への働きかけを含め、必要な取組を進める。

平成29年1月13日  
全国都道府県人事担当課長・  
市町村担当課長連絡会議配布資料

## 地方公共団体における旧姓使用の状況

### 1 都道府県（47団体）

- ・全団体において職員の旧姓使用が可能

### 2 政令指定都市（20団体）

- ・全団体において職員の旧姓使用が可能

### 3 市区町村（政令指定都市を除く）

- ・個々の市区町村の旧姓使用の状況について網羅的には把握していないが、複数の団体に個別に確認したところ、旧姓使用を認めていない理由等として以下の回答があった。
  - これまで職員から旧姓を使用したいという相談や申請を受けたことがなく、旧姓使用について検討したことがなかった。
  - 職員からの旧姓使用の要望がなかったため、明文の規定は設けていないが、要望があれば認める方針。

## 女性活躍加速のための重点方針 2016（抜粋）

平成 28 年 5 月 20 日  
すべての女性が輝く社会づくり本部

### Ⅲ 女性活躍のための基盤整備

#### 2. 女性活躍の視点に立った制度等の整備

社会における活動や個人の生き方が多様化する中で、働きたい女性が不便さを感じ、働く意欲が阻害されることのないよう、女性活躍の視点に立った制度等を整備していくことが重要である。

##### (1) 税制・社会保障制度等の見直し

(略)

##### (2) 旧姓の通称としての使用の拡大

- ① 住民基本台帳法施行令等を改正し、住民基本台帳及びそれに連動するマイナンバーカードに本人からの届出により旧姓を併記することが可能となるよう、速やかに必要な準備を進める。

また、国家公務員の旧姓使用が可能となる範囲の拡大を検討するとともに、地方公務員が旧姓使用しやすくなるよう地方公共団体に働きかける。

さらに、通称使用の実態、公的証明書や各種国家資格制度における現状と課題について調査検討を行い、その結果を踏まえ、企業や団体等への働きかけを含め、必要な取組を進める。